

人材紹介取引契約書

契約締結日 令和 年 月 日

甲	〒 - 印	乙	〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-3 T-BRIDGE Akihabara 6F 株式会社ネクストエンタープライズ 代表取締役 曾部 博樹 印
---	--------------	---	--

《算出基準》

① 紹介手数料

紹介手数料		
職種	基準年収	料率
営業・管理・人事・現場・事務・専門職 等 当社より紹介する全職種を対象とする	基準年収に関わらず	基準年収 35%（税抜き）

※消費税を別途加算します。また、銀行振込の手数料は、申込者の負担となります。

② 返金率

入社日から返金事由発生日までの期間		返金率
営業・管理・人事・現場・事務・専門職 等 当社より紹介する全職種を対象とする	30 日以内	50%
	90 日以内	30%

第1条 （目的）

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 （紹介）

乙は、甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に某つき、該当する候補人材を探索し、候補者（以下「丙」という。）を甲に紹介する。

第3条 （選考採用）

甲は、乙が前条により紹介した丙を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。乙は甲に必要な助言等を行い、採用選考の支援を行うものとする。

甲は、乙から提供を受けた丙に関する個人情報（履歴書・職務経歴書等を含むが、これに限らず、丙を特定できる情報をいう。）を厳重に管理し、これを採用選考に関わらない第三者に漏洩又は開示してはならない。

第4条 （紹介手数料）

甲は、乙が紹介した丙を採用し、丙が入社承諾に至った場合、本件業務の成功報酬として、本契約頭書《算出基準》①紹介手数料の定めに基づき算出される金額(1 円未満は切り捨てとする。)に消費税を加算した額を支払う。丙が複数人である場合には、成功報酬は各人ごとに発生する。また、乙が紹介した丙を甲及び丙の諸事情により一旦不採用としたにも関わらず、不採用となった日から3年以内に甲が丙を採用し入社に至った場合、甲が丙を採用する至った経緯を問わず、甲は乙に対し成功報酬を支払う。

なお、丙の入社後の成功報酬の返金は第4項に定める場合を除き一切行わないものとする。

支払は丙の採用内定月の翌月末日までとし、乙より提出される請求書に基づき、乙の指定する銀行口座に支払う。また、その際の振込手数料は甲の負担とする。

2. 乙が紹介した丙を、甲が乙に採用内定通知をした後、甲が正当な事由なく一方的に内定を取り消した場合であっても、甲は乙に対し、前項の成功報酬を支払うものとする。なお、これには内定日以降に甲が丙に対する退職勧奨またはこれに相当する行為も含まれる。
3. 乙が紹介した丙が、甲との間で、正社員としての雇用に限らず、契約社員としての雇用、業務委託契約の締結、甲若しくは甲の役員による丙に対する出資等、何らかの関係を持った場合（グループ子会社、あるいは別会社設立等）、甲は丙を採用したものとみなし、甲は乙に対し、第1項に定める理論年収を丙の前年度年収に置き換えて算出された報酬額を支払う。
4. 乙が紹介した丙が、甲の就業規則に基づき解雇された場合又は丙の自己都合により退職した場合であって、甲から乙に対し返金の求めがあった時には、乙は、本契約頭書《算出基準》②返金率に基づき算出した額を限度額として、退職した月の翌月末日までに成功報酬を返金することとし、甲は、その際に丙の退職を証明する書類（丙の離職票など）の写しを乙へ提示するものとする。ただし、自己都合退職については、その原因がハラスメント等の甲の責任に帰すものであることが丙から証言された場合には、本項の適用対象外として扱うものとする。
5. 前項の場合を除き、いかなる事情があろうとも、乙は支払いを受けた成功報酬の返金には応じない。また、乙は、前項に定める返金以外には、甲に対していかなる賠償の責も負わない。

6. 第 1 項以外に実費が発生した場合、甲が負担するものとし、甲は乙に対し、かかる実費を乙が指定する方法で支払う。

第5条（労働条件の明示と確認）

甲は乙が紹介した丙について採用を決定した場合には、丙が入社するにあたって労働基準法第 15 条に基づく労働条件通知書の写しを乙にも交付するものとし、乙は交付された労働条件通知書の内容を確認する。なお、甲は、丙との間で別途労働契約を締結するものとする。

第6条（投資判断について）

内定確定した丙の採用を見越した、物品の購入、投資、受発注等は、丙の入社前及び入社後に関わらず、入社辞退や早期離職が発生したとしても、乙は責任を負いません。

第7条（秘密保持義務）

甲及び乙は、口頭による開示、文書、図面、資料及び電磁的記録媒体等、媒体及び手段の如何を問わず、本件業務遂行に際し相手方より知り得た相手方の技術上、営業その他業務上の一切の情報（以下「機密情報」という。）を機密として保持する義務（以下「機密保持義務」という。）を負い、第三者に漏洩又は開示してはならない。但し、以下に該当する情報は機密情報にはあたらない。

- ① 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - ② 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - ④ 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 機密情報に関する全部又は一部の複製物についても前項と同様の扱いとする。
 3. 甲及び乙は、本件業務終了後、又は相手方より返還若しくは廃棄の請求がある場合には、相手方の指示に従い速やかに機密情報を相手方に返還若しくは廃棄するものとし、その後一切の機密情報を保持しないものとする
 4. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第8条（違約金）

甲は、乙が紹介した丙に対し、乙を通さず独自に接触し採用したり、丙を採用したにもかかわらず、その事実を乙に秘匿したりするなどの行為をしてはならない。当該行為が発覚した場合、甲は、乙に対し、本契約書第 4 条第 1 項に基づき支払うべき成功報酬額の 3 倍の額に相当する違約金を支払う。

第9条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日より 1 年間とし、契約の更新については有効期間満了の 1 か月前までに、甲又は乙から契約の更新をしない旨の書面による申し出がない限り、自動的に 1 年間継続するものとし、以降も同様とする。

第10条（遅延損害金）

甲が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6%（年 365 日（閏年は年 366 日）の日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む。）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、過去 5 年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約する。

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。

3. 甲及び乙は、相手方について第 1 項の表明に反することが判明した場合又は前 2 項の誓約に反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。なお、この解除によって相手方に生じた損害については、甲及び乙は責任を負わないものとする。

第12条（免責事項）

乙は、本契約の有効期間内において、候補人材の探索に努めたにもかかわらず、甲に対し甲の希望に合致する候補者を紹介できなかったとしても、甲に対し何らの責任を負わない。

第13条（解除）

甲及び乙は、相手方が以下の各号に該当する場合、本契約期間中といえども相手方に対して何らかの通知、催告なく本契約を解除することができるものとする。

- （1）支払停止又は支払不能となったとき
- （2）手形又は小切手が不渡りとなったとき
- （3）電子記録債権が支払不能となったとき
- （4）差押、仮差押、仮処分又は競売の申立があったとき
- （5）破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申立があったとき
- （6）解散若しくは営業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- （7）本契約の各規定に対する重大な違反がありそれが改善される見込みがない、若しくは本件業務遂行が不能又は困難であると認められるとき

第14条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（協議事項）

本契約に記載のない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙双方協議の上、解決を図るものとする。

以上